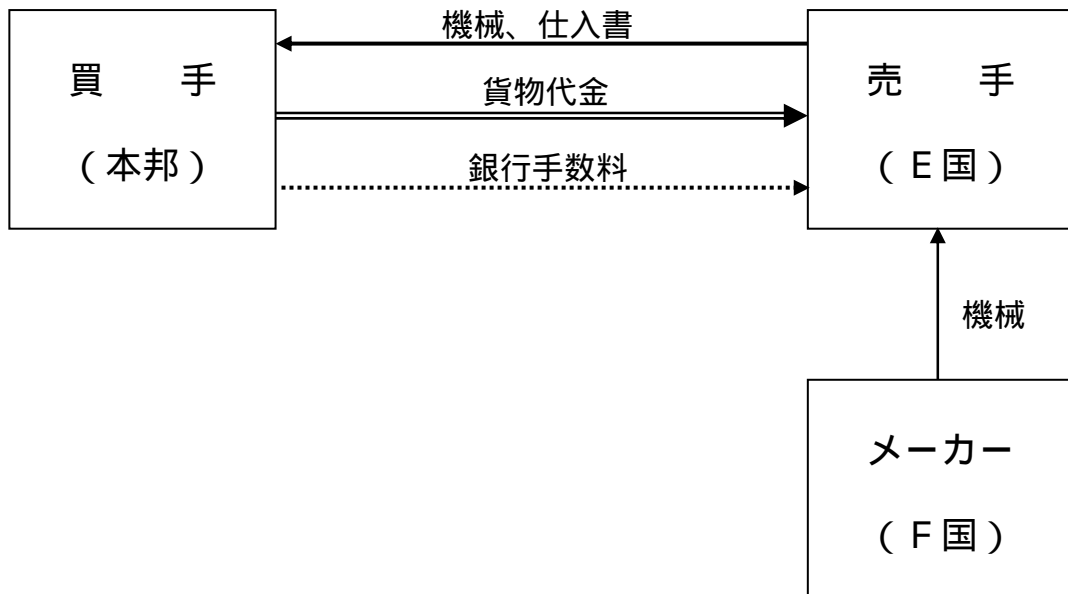


### 30. 売手に支払う L / C 開設に係る銀行手数料



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から機械を購入（輸入）します。

売手は、当社に販売する貨物を F 国所在のメーカーから購入し、購入代金を L / C で決済します。この決済に関し、当社と売手は、売手が L / C を開設するための銀行手数料を当社が負担することに合意しました。

今般、当社は、貨物代金とは別に、売手が L / C を開設した際に支払った銀行手数料の額を売手から請求され、支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う銀行手数料の額は、現実支払価格に含まれますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う銀行手数料の額は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために売手に支払われるものですので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う銀行手数料は、売手が貴社に販売する輸入貨物を、F 国所在のメーカーから購入するために要した費用であり、貴社と売手との合意に基づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものですので、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

**【関係法令通達】**

関税定率法第 4 条第 1 項

関税定率法施行令第 1 条の 4

関税定率法基本通達 4 - 2(1)、4 - 2 の 2(1)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)